

笠松町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、笠松町（以下「町」という。）が行なう介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施について、法、介護保険法施行令（平成10年政令412号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、この要綱において定めるものほか、法、政令、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」。以下「国要綱」という。）の例による。

(事業の目的)

第3条 総合事業は、次に掲げることを目的に実施する。

（1） 高齢者が、要支援・要介護状態になることの予防又は悪化の防止又は自立した生活の維持・向上のため、高齢者自身の力を活かした自立に向けた支援を行う。

（2） 高齢者が住み慣れた地域の中で、人とつながり、生き生きと暮らしていくことができる、多様で柔軟な生活支援が受けられる地域づくりを行う。

(事業の内容)

第4条 町長は、総合事業として、次に掲げる事業又はサービスを行う。

（1） 介護予防・生活支援サービス（第1号事業）

ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）

（ア） 介護予防訪問介護相当サービス

第1号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「改正法」という。）第5条による改正前の介護保険法（以下、「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧介護予防訪問介護」という。）に相当するものとし

て提供されるサービス

(イ) 訪問型サービス A（単独型基準緩和型訪問サービス）

旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス

(ウ) 訪問型サービス C（短期集中型訪問サービス）

保健、医療等の専門職により提供される支援で、3ヶ月から6ヶ月までの短期間で行なわれるサービス

(エ) 訪問型サービス B（住民主体型訪問サービス）

住民主体により提供される訪問サービス

イ 通所型サービス（第1号通所事業）

(ア) 介護予防通所介護相当サービス

第1号通所事業のうち、改正法第5条による旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧介護予防通所介護」という。）に相当のものとして提供されるサービス

(イ) 通所型サービス A（単独型基準緩和型通所サービス）

旧介護予防通所介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス

(ウ) 通所型サービス C（短期集中通所サービス）

通所介護事業者等において実施する、3か月から6か月の短期間で集中的に行われるサービス

(エ) 通所型サービス B（住民主体の通所サービス）

住民主体で提供される集いの場を提供するサービス

ウ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

地域包括支援センターが実施する介護予防ケアマネジメント

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(対象者)

第5条 第1号事業（住民主体のサービスを除く。）の対象者は、次の各号のいずれ

かに該当するものとする。

(1) 居宅要支援被保険者

(2) 省令第140条の62の4第2号に規定する者（以下「事業対象者」という。）

2 住民主体のサービス及び一般介護予防事業の対象者は、全ての第1号被保険者及び当該サービス等に関わる者とする。

（総合事業の実施方法）

第6条 町長は、総合事業について、町が直接実施するもののほか、次に掲げる方法により実施できるものとする。

(1) 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者による実施

(2) 法第115条の47第4項に規定する委託

(3) 省令第140条の62の3第1項第2号に規定する補助

（利用手続）

第7条 サービスを利用しようとする事業対象者は、笠松町介護保険条例施行規則

（平成12年3月31日規則第17号）に掲げる介護予防ケアマネジメント依頼

（変更）届出書に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) 被保険者証

(2) 平成27年厚生労働省告示第197号に定める基本チェックリストの結果

2 要介護または要支援認定をすでに受けている者で、認定の有効期間の満了にあたり、要介護（支援）認定申請を行わない者であって、認定有効期間満了日の翌日から第1号事業を受けようとする者は、すでに受けている認定の有効期間の満了日の1ヶ月前から満了日までに第1項の手続きを行わねばならない。

3 第1項の規定にかかわらず、法第15条の46第3項の規定により設置された地域包括支援センター及び法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者は、前2項の手続きを代わって行うことができる。

（第1号事業支給費）

第8条 第4条第1号ア（ア）及び同号イ（ア）に掲げる事業における第1号事業支給費の1単位当たりの単価は、別表第1に定めるとおりとする。

（第1号事業に係る費用の額及び利用者負担額）

第9条 第4条第1号に規定する介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス及び介護予防ケアマネジメントの費用額及び利用者負担額は、

国要綱別添1に規定する単位数を基準として、介護報酬の算定と同様の方法により算出された額とする。

- 2 第4条第1号ア(イ)に規定する訪問型サービスA事業費の額及び利用者負担額は、別表第2に定めるとおりとする。
- 3 第4条第1号イ(イ)に規定する通所型サービスA事業の費用額及び利用者負担額は、別表第3に定めるとおりとする。
- 4 前3項以外の事業については、別に定めるものとする。

(第1号事業に係る費用の額及び支給方法)

第10条 法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費の額は、次の各号に掲げる事業に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 施行規則第140条の63の6第1号イに規定する基準に従う第1号訪問事業（以下「介護予防訪問介護相当サービス事業」という。）又は第1号通所事業（以下「介護予防通所介護相当サービス事業」という。）改正法第5条の規定による旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧介護予防訪問介護」という。）又は同条第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧介護予防通所介護」という。）に係る旧法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算出した費用の額から町の発行する負担割合証に示された割合に応じて利用者が負担する自己負担額を除いた額
- (2) 施行規則第140条の63の6第1号ロに規定する基準に従う第1号介護予防支援事業 法第58条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額（当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。）の100分の100に相当する額

- 2 町は、前項第1号支給費について、法第115条の45の3第3項に基づき、第1号事業を利用した第5条に掲げる者に代わり、当該事業に係る指定事業者に支払うものとする。

(給付管理)

第11条 町長は、居宅要支援被保険者が総合事業を利用する場合は、当該居宅要支援被保険者の予防給付の支給限度額の範囲内で、予防給付と総合事業（指定事業者が行なう第1号事業に限る。）を一体的に給付管理するものとする。

- 2 町長は、事業対象者が総合事業を利用する場合は、指定事業者が行う第1号事

業を利用する場合に限って、要支援認定区分が要支援1の予防給付の支給限度額の範囲内で給付管理するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、事業対象者の状態（集中的にサービスを利用することが自立支援につながると考えられる場合等）により、町長が認めた場合は、要支援認定区分が要支援2の予防給付の支給限度額の範囲内で給付管理ができるものとする。

（高額介護予防サービス費等相当事業）

第12条 町長は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行うものとする。

- 2 高額介護予防サービス費等相当事業について必要な事項は、法第61条及び法第61条の2の規定を準用する。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 笠松町高齢者生活援助活動事業実施要綱（平成12年3月31日訓令甲第19号）、笠松町生活管理指導短期宿泊事業実施要綱（平成12年3月31日訓令甲第16号）、笠松町生きがい対応型デイサービス事業実施要綱（平成12年3月31日訓令甲第18号）、笠松町高齢者福祉用具及び福祉用品給付事業実施要綱（平成12年7月31日訓令甲第26号）、笠松町介護予防（二次予防事業）実施要綱（平成23年8月1日告示第79号）は廃止する。

（経過措置）

- 3 この要綱の施行の日において居宅要支援被保険者である者は、本人の希望により当該要支援認定有効期間満了日前に第1号事業を受けようとする場合を除き、当該要支援認定有効期間満了日の翌日から第1号事業の利用対象者とする。
- 4 この要綱の施行日前に居宅要支援被保険者であるもののうち、第7条第2項の規定による手続きをおこなうものについては、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

サービス種類	1単位の単価
介護予防訪問介護相当サービス	厚生労働省大臣が定める1単位の単価 (平成27年厚生労働省告示第93号。 以下「単価告示」という。)の規定により、 10円に笠松町の地域区分における訪問 介護の割合を乗じて得た額とする。
介護予防通所介護相当サービス	単価告示の規定により、10円に笠松町 の地域区分における通所介護の割合を乗 じて得た額とする。

別表第2（第9条関係）

訪問型サービスA（単独型基準緩和型訪問サービス）（1回あたり）

事業の内容	事業における費用額	利用者負担額
所要時間30分未満の場合	1,000円	100円
所要時間30分以上1時間未満の場合	1,800円	200円

加算

事業の内容	事業における費用額	利用者負担額
従業者所有の車両で訪問を行った場合	200円	費用負担なし

別表第3（第9条関係）

通所型サービスA（単独型基準緩和型通所サービス）（1回当たり）

回数	事業の内容 (1回当たり2時間以上とする)		単位数 (1回当たり)	単価	利用者負担額
	送迎の有無	入浴の有無			
週1回	○	○	352単位	単価告示の規定により、10円に笠松町の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額とする。	単位数を基準として、介護報酬の算定と同様の方法により算出した費用のうち、町の発行する負担割合証に示された割合の額
	○	×	328単位		
	×	○	328単位		
	×	×	304単位		
週2回	○	○	362単位		
	○	×	337単位		
	×	○	337単位		
	×	×	312単位		